

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第35号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自動車取得税の免税点) 第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。 (1) 略 (2) 平成2年4月1日から平成20年5月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円	(自動車取得税の免税点) 第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。 (1) 略 (2) 平成2年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中鳥取県税条例第175条、第176条及び第189条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(自動車取得税の税率の特例) 第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5(平成20年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第 号)の施行の日(第189条において「改正法の施行日」という。)の前日までの間にあっては、100分の3)とする。 (自動車取得税の免税点) 第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。 (1) 略 (2) 平成2年4月1日から平成30年3月31日まで	(自動車取得税の税率の特例) 第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。 (自動車取得税の免税点) 第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。 (1) 略 (2) 平成2年4月1日から平成20年5月31日まで

<p>の間に行われた自動車の取得 50万円</p> <p>(軽油引取税の税率の特例)</p> <p>第189条 平成5年12月1日から平成30年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円(平成20年4月1日から改正法の施行日の前日までの間にあつては、1万5,000円)とする。</p>	<p>の間に行われた自動車の取得 50万円</p> <p>(軽油引取税の税率の特例)</p> <p>第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。</p>
---	--

附則に次の1条を加える。

(委任)

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。